

マレーシアにおける外国運転免許証の切り替え停止(続報3)

- マレーシアにおける外国運転免許証の切り替えにつきまして、この度マレーシア道路交通局(JPJ)から、長期滞在許可証保持者については「日本で新しい国際運転免許証を取得しても、最初の入国から12ヶ月を超えてマレーシアで運転を続けることはできない」との補足説明がありました。
- JPJ は、2025年5月19日より、外国運転免許証からマレーシアの運転免許証(LMM)への切り替えを停止しております。
- 2026年6月、JPJ から「将来的に12ヶ月超の滞在が見込まれる方でも、入国してから12ヶ月以内は国際運転免許証で運転できる」との説明がありました。
- 改めて、現在の状況について以下のとおりお知らせします。

1. 免許取得の対象について

マレーシアの運転免許証が必要な外国籍の方は、すべてのマレーシア人と同様に、現行の手続きに従って免許証を取得するための手続きを踏む必要があります。

ただし、既にマレーシアの運転免許証を保有している方は、通常どおり更新が可能です。

今回の措置による、マレーシアの運転免許証切り替え手続きが免除されているのは、

- i. 外交団に所属する個人
- ii マレーシア・マイ・セカンド・ホーム(MM2H)参加者
- iii LMM を取得する前に外国の運転免許証を取得したマレーシア国民です。

2. マレーシアの運転免許試験について

マレーシア道路交通局からの回答によれば、日本国民向けに試験に関する特例措置はありません。

3. 国際運転免許証での運転について

将来的に12ヶ月を超える滞在が見込まれる方でも、最初に入国してから12ヶ月以内は、国際運転免許証での運転ができますが、その後たとえ新しい国際免許を取得しても、最初の入国から12ヶ月を超えて運転することはできません。

4. マレーシア運転免許証の申請手続きに関する情報

マレーシア運転免許証の申請手続きに関する詳細(英語)

(MyGOV – The Government of Malaysia's Official Portal – Application of Driving License(英語))

<https://www.malaysia.gov.my/en/topics/applying-for-a-driving-license>

マレーシア道路交通局(JPJ)運転免許等のサービスについて(英語)

<https://www.jpj.gov.my/en/jpj-service-information/>

5. マレーシア運転免許証の取得について、英語での講習・指導に対応している自動車教習所の情報

2026年6月現在、在マレーシア日本国大使館で承知している英語対応の自動車教習所情報はこちら。

https://www.my.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newinfo_23062026.html

なお、受講条件、料金、必要書類等の詳細につきましては、各教習所へ直接お問い合わせくださいますようお願いいたします。

この他に、英語対応の教習所情報をお持ちの方は、在マレーシア大使館領事部(ryo@kl.mofa.go.jp)までお寄せください。